

淀川ダム統合管理事務所河川関係地震災害体制発令基準表

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制	<p>(イ)地震観測点一覧表に示す観測点のいずれかにおいて震度4の地震が発生した場合</p> <p>(ロ) 事務所管内のいずれかのダムにおいて、基礎地盤、あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が2.5 gal以上である地震が発生した場合</p> <p>(ハ) その他対策部長が必要と判断した場合</p> <p>(ニ) 河川部関係地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示した場合</p>
警 戒 体 制	<p>(イ)地震観測点一覧表に示す観測点のいずれかにおいて震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合</p> <p>(ロ) 地震により事務所管内の所管施設、またはいずれかのダムにおいて被害が確認された場合</p> <p>(ハ) その他対策部長が必要と判断した場合</p> <p>(ニ) 対策本部長が指示した場合</p>
非 常 体 制	<p>(イ)地震観測点一覧表に示す観測点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>(ロ) 地震により事務所管内の所管施設、またはいずれかのダムにおいて大きな被害が確認された場合</p> <p>(ハ) その他対策部長が必要と判断した場合</p> <p>(ニ) 対策本部長が指示した場合</p>

地震時防災体制対応地震観測点一覧表

1. 事務所判断の発令に用いる地域名称、震度発表名称

〔大阪管区気象台管内〕

地域名称	市町村名称	震度発表名称 (震度観測点名称)	備考 (対象施設ダム等)
京都府南部	宇治市	宇治市宇治琵琶○ 宇治市折居台△	天ヶ瀬ダム、喜撰山ダム 六石山中継所 (放流警報)
	和束町	和束町釜塚□	鷺峰山中継局 鷺峰山レーダ雨量計 (X-MP RD)
	宇治田原町	宇治田原町立川□	鷺峰山中継局 鷺峰山レーダ雨量計 (X-MP RD)
	南丹市	南丹市園部町小桜町□	深山レーダ観測局 深山レーダ雨雪量計 (C-MP RD)
滋賀県南部	大津市	大津市南郷□ 大津市国分△	天ヶ瀬ダム
大阪府北部	能勢町	能勢町役場□ 能勢町森上△	深山レーダ観測局 深山レーダ雨雪量計 (C-MP RD)
	枚方市	枚方市大垣内□	淀川ダム統合管理事務所 田口レーダ雨量計 (X-MP RD)
和歌山県北部	紀の川市	紀の川市粉河○	葛城レーダ雨量計 (X-MP RD)
和歌山県南部	田辺市	田辺市龍神村西□	城ヶ森山レーダ雨量計 (C-MP RD)
兵庫県南東部	神戸市	神戸東灘区住吉東町□	六甲レーダ雨量計 (X-MP RD)

※震度観測点 (気象庁HPより)

○ : 気象庁

□ : 地方公共団体 (自治体)

△ : 国立研究開発法人防災科学技術研究所

2. (独) 水資源機構判断の発令に用いる地域名称、震度発表名称

(当事務所は水資源機構の体制発令を受けて事務所体制を敷く)

[大阪管区气象台管内]

地域名称	市町村名称	震度発表名称 (震度観測点名称)	備考 (対象施設ダム等)
奈良県	奈良市	奈良市西紀寺町○	室生ダム、布目ダム
		奈良市月ヶ瀬尾山口	高山ダム
	山添村	山添村大西□	布目ダム
	宇陀市	宇陀市榛原下井足□	室生ダム
		宇陀市室生大野□	室生ダム
三重県中部	伊賀市	伊賀市緑ヶ丘本町○	高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム
		伊賀市島ヶ原□	高山ダム
	名張市	名張市鴻之台□	青蓮寺ダム、比奈知ダム
京都府南部	南山城村	南山城村北大河原□	高山ダム
	笠置町	笠置町笠置□	布目ダム
	南丹市	南丹市八木町八木□	日吉ダム
		南丹市日吉町保野田□	日吉ダム
		南丹市園部町小桜町□	日吉ダム
	京都市	京都右京区京北周山町□	日吉ダム

※震度観測点 (気象庁HPより)

○ : 気象庁

□ : 地方公共団体 (自治体)

淀川ダム統合管理事務所河川関係風水害体制発令基準表

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制	(イ) 淀川流域内 ^(*1) において大雨注意報または洪水注意報が発令され、対策部長が必要と判断した場合。 (ロ) 台風が北緯 20° に達し、本邦に上陸すると予想されるときで、対策部長が必要と判断した場合。 (ハ) 「水防警報に関する情報提供」 ^(*2) が必要とされるときで、対策部長が必要と判断した場合。 (ニ) 関係各ダム ^(*3) のうち1ヶ所以上のダムが洪水警戒体制に入ったときで、対策部長が必要と判断した場合。 (ホ) 関係各ダム ^(*3) においてゲート操作を行う必要があると予想されるときで、対策部長が必要と判断した場合。 (ヘ) その他対策部長が必要と判断した場合。 (ト) 河川部関係風水害対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指示した場合。
第 一 警 戒 体 制	(イ) 淀川流域内 ^(*1) において大雨警報または洪水警報が発令され、対策部長が必要と判断した場合。 (ロ) 淀川流域内 ^(*1) の洪水予報・水防警報対象量水標において、水位が水防団待機水位を超えると予想される場合、または、淀川流域内 ^(*1) において水防警報が発表された場合で、対策部長が必要と判断した場合。 (ハ) 天ヶ瀬ダムにおいて予備放流を実施する場合、または、天ヶ瀬ダム操作細則第3条第1項 ^(*4) の各号に定める事項のいずれかに該当する場合で、対策部長が必要と判断した場合。 (ニ) 関係各ダム ^(*3) において、流量調節のためのゲート操作を実施するときで、対策部長が必要と判断した場合。 (ホ) 関係各ダム ^(*3) において、「洪水に達しない流水の調節」 ^(*5) についてダム操作等を行う場合で、対策部長が必要と判断した場合。 (ヘ) 対策部長が必要と判断した場合。 (ト) 対策本部長が指示した場合。
第 二 警 戒 体 制	(イ) 淀川流域内 ^(*1) の洪水予報・水防警報対象量水標において、水位が氾濫注意水位を超えると予想される場合。 (ロ) 関係各ダム ^(*3) において、洪水調節のためのゲート操作が行われる場合。 (ハ) 対策部長が必要と判断した場合。 (ニ) 対策本部長が指示した場合。
非 常 体 制	(イ) 淀川流域内 ^(*1) の洪水予報・水防警報対象量水標において、水位が次の水位を超えると予想される場合、または超えた場合。 ・洪水予報対象量水標においては氾濫危険水位 ・水防警報対象量水標においては計画高水位 (ロ) 関係各ダム ^(*3) において、異常洪水時におけるただし書き操作が行われる場合 ^(*6) 。 (ハ) 対策部長が必要と判断した場合。 (ニ) 対策本部長が指示した場合。

*1 淀川流域内とは、ここでは次の各事務所管内における流域をいう。

淀川河川事務所
 木津川上流河川事務所
 琵琶湖河川事務所

*2 「水防警報に関する情報提供」とは、「淀川水系水防警報実施要領（抄）」（本計画書-P124頁）に記載しているものをいう。

*3 関係各ダムとは、瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、喜撰山ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダムをいう。

*4 天ヶ瀬ダム操作細則第3条第1項に定める事項は次のとおり。
 淀川ダム統合管理事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制を執ることができる。
 1. 天ヶ瀬ダム流域内のいずれかの雨量観測所において、降り始めからの雨量が100mmを越えたとき。
 2. 貯水池の水位が、洪水期にあつては制限水位(72.0m)を、非洪水期にあつては常時満水位(78.5m)を越えると予想されるとき。

淀川ダム統合管理事務所河川関係水質事故災害体制発令基準表

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制	<ul style="list-style-type: none">① 天ヶ瀬ダム湖及びその流域において水質事故が発生した場合② 二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合③ 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合④ 対策部長が必要と判断した場合
警 戒 体 制	<ul style="list-style-type: none">① 水質事故により天ヶ瀬ダム湖及びその流域において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合② 水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合③ 対策部長が必要とした場合
非 常 体 制	<ul style="list-style-type: none">① 水質事故により天ヶ瀬ダム湖及びその流域において、給水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合② 対策部長が必要とした場合